

時事新報

明治廿三年十一月廿八日
舊曆庚寅九月廿八日
日出子前六時十三分
入午後四時三十七分
月出子前二十九分
入午後三時三十九分二十二分

西曆一千八百九十年
午後時分

布して一定するが故に此方に於て用心して之に違犯せん
ざるやう様々其工風もなきにあらざれども獨り彼の胸
力主義の政治家即ち世に所謂壯士の暗撃に至ては何時
何處にて如何なる原因より如何ある事の發すべし哉
かと前田守一に對て計して方の御おもひを以て攻撃を皮張

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り 時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月 前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の貯費 を申受く可し	一 行 二 行 三 付	一 行 二 行 十二 錢	一 日限 六 日迄	二 日以上 七 日以上
--	-------------------	--------------------	--------------	----------------

時事新報

國會議事の其の後、政黨の分裂に隨じて世人の熱心も亦次第に劇しく土消書生流の人々が特としに政敵に乗じて世間の耳目を驚かすなどあるは深く各るに足らずと雖も其熱心の頂上に達して論争の界を逸し遂に腕力爭鬭の沙汰に及ぶが如きは我輩の最も取ら

さる所なり苟も政治家を以て自から居る者が政治主義の諭論よりして互に敵意を生じ其極遂に車夫、土方の風を擧げて腕力に訴へ兇器を弄び血を流すに至るとは駁風景の極度にして士君子の實に見聞するに忍びざる

所なれども如何せん近來の流行は正しく此駕風景にして誰は某會場に於て斯々の演説を爲したるが故に反対者の爲めに毎打され辛うして我家に逃歸りたりと云ひ某門に開きたる懇親會にては會員の間に擂台を始め何

某は爲めに負傷したりなど聞くも誠に苦々しき話は我輩の毎度耳にする所なり抑も是等民間の政治家が常に主張して其口辭どもなれるは即ち人民の権利自由を保護するの一事に外ならずして今日其政治に奔走して兎

角政府に反對する所以も畢竟現政府が人民の権利自由を尊重するふと充分あらずと思ふが故ならん然るに其権利論の張本人は自から自家の所行を省て果して人民の権利自由を輕蔑したる跡あるを發見せざる歎美し何

人たりども他の権利自由を害せざる限りは勝手に假思ふ所を冒ひ我欲する所を行ふと即ち其人の権利自由にして之を制さばし之を妨さなぐ者は例令へ如何なる手段を用ひて其目的を達するも名けて権利自由の敵と云はざ

るを得ず、初今日民間の政治家と稱する者が往々腕力を以て反對者を攻撃する其理由を尋ねれば別に深き意旨無事勝利の氣に叶はざる者を苦しめて一時の

國事を又主權を済むか如く在れど
國事於ては正しく権利自由を寄せ
られなるもの此處に其事決して容易あらず何となれば
彼れが云々の説と云ふ類の事を行ひなるは不都合を

りとして監禁者に暴行を加へんとする其意は公然能く
認定するに異ならざればなり新聞雑例集會政社法の如
きは比類なきが如しう雖も其條自罰則は世間に公
向て苦悶行為を禁止し其命令に背けば刑に處すべしと

誤植

卷之三

○外國貿易に就いて　日本人の外國貿易に從事するものは概ね坐して取引を爲し我より進んで海外諸邦の市場に乘出し以て直接に買入れ又は賣捌を爲すもの甚九

卷之三

年十二月三十一日現在全國の戸數は七百八十四萬八百七十二戸、人口は四千七萬二千二十人にして内男二千三百四十六人、女一千九百八十二萬五千六百八十四人又族籍を以て別つときは華族三千八百二十五人、内戸主五百九十三人、家族三千二百三十二人、士族

海外貿易に志あるものには深く其邊に鑑みて然るべし
となり

七十三年
七四年
七五年
七六年
七七年
七十八年
七九年
八十年

六十九年
七十年
七十年